

稲城市緑の基本計画 概要版



水と緑の継承と創造



平成24年3月
稲城市

計画の概要

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいいます。この計画は、市町村が中長期的な視点から緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を計画的に実施するために定めるもので、稲城市の緑に関する総合的な計画として緑豊かなまちづくりを進めていくための指針となるものです。

計画改定の趣旨

稲城市では、平成11年（1999年）に策定した緑の基本計画に基づき、緑地の保全と活用、公園などの整備、水と緑のまちづくりについて、様々な施策を展開してきました。現行計画が満了したことから、これからの10年間のために、緑の基本計画の改定を行うものです。

今回改定する緑の基本計画では、自然的な環境に恵まれた稲城市の特性を踏まえつつ、歴史ある緑や稲城市らしい緑、三沢川や大丸用水など生態系とうるおいのある水、市民の日常的な余暇活動の場や、安全な暮らしを支える公園・緑地などについて、今ある緑を活かしながら、さらに緑の質を高め、緑がいつも暮らしのかたわらに息づいている稲城市の実現をめざしています。

緑の環

稲城市の緑は、多摩川と丘陵地の緑からなる「緑の環」を骨格とし、三沢川と大丸用水の豊かな水とで構成されています。

さらに、多摩川、多摩川を水源とした大丸用水とその支流である多くの用水系が東に流れており、市街地にうるおいをもたらしています。



図 水と緑の構造

緑被の 状況

平成21年度(2009年度)緑被率 **56.7%**

平成21年度(2009年度)に撮影された航空写真をもとに、樹木・樹林、竹林、草地、農地など、植物に覆われた緑被地が、どの程度あるのか調べました。その結果、稲城市の緑被率は56.7%であり、樹木・樹林・竹林が31.4%、草地が18.0%、農地が7.4%となっています。一般に30%を緑被率の目標としている市町村が多いなか、とても緑に恵まれていることがわかります。

大きなまとまりのある緑被地は、三沢川左岸丘陵地の多摩サービス補助施設とその周囲の樹林地・ゴルフ場と、三沢川右岸丘陵地の樹林地とゴルフ場です。また、坂浜・平尾地区から三沢川沿いに、農地や樹林地が分布しています。

表 緑被地の内訳(平成21年度(2009年度))

区分	面積(ha)	割合
樹木・樹林	539.80	30.0%
竹林	23.47	1.3%
樹木・樹林(屋上など)	0.12	0.0%
小計	563.39	31.4%
草地	323.77	18.0%
草地(屋上など)	0.11	0.0%
小計	323.88	18.0%
畑	55.46	3.1%
果樹園・苗圃	69.83	3.9%
田	7.08	0.4%
小計	132.37	7.4%
合計	1,019.64	56.7%

0.0%は、四捨五入により0.1%未満となるものです。

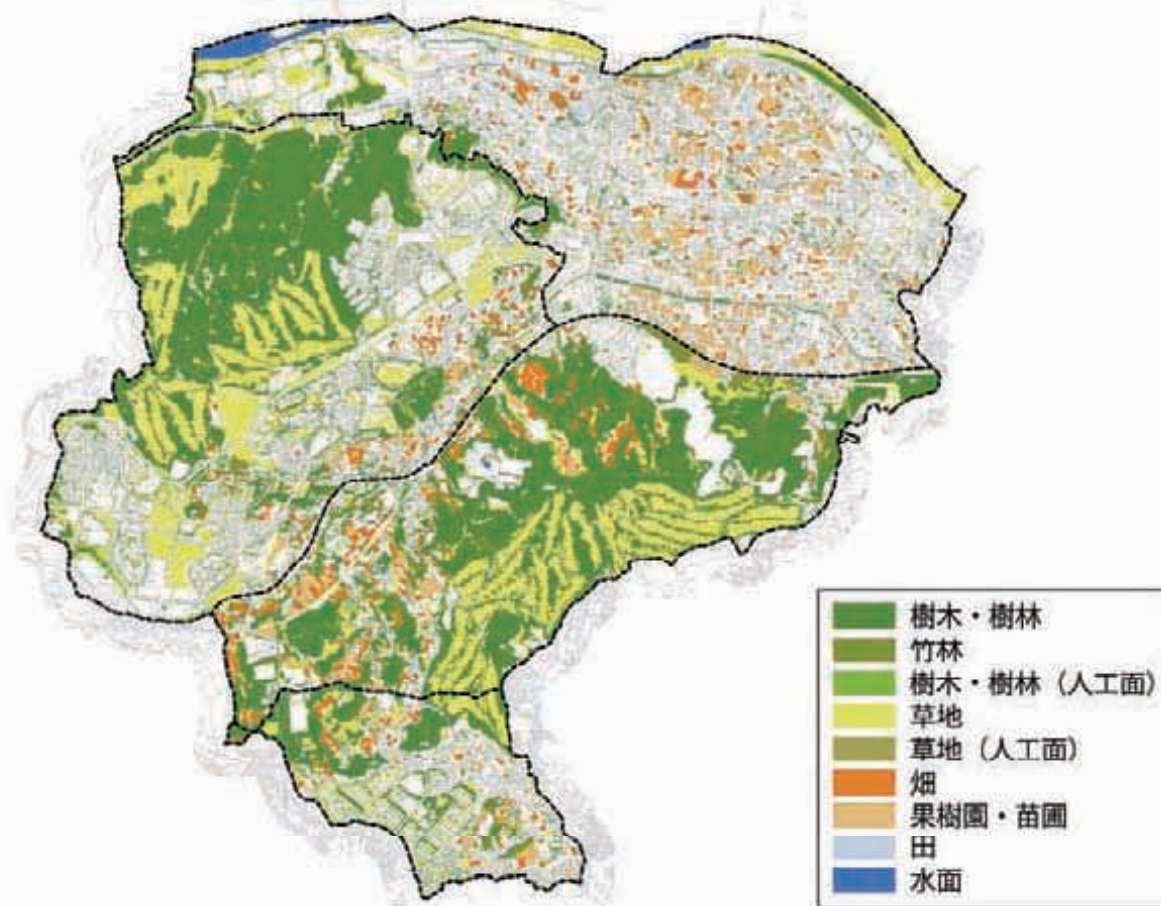


図 緑被現況図(平成21年度(2009年度))

緑地の 状況

市民一人当たりの緑地面積 **73.7m²**

緑地には、

1. 都市公園法による都市公園やその他の公園など、都市施設とする緑地
2. 生産緑地地区、稲城市自然環境保全地域などの制度上安定した緑地
3. 社寺境内地、ゴルフ場など、社会通念上安定した緑地

の3種類があります。

稲城市では、市域の概ね3割が一定の安定性を有する緑地として確保されており、市民一人当たり73.7㎡になります。国が目標とする住民一人当たりの緑地の確保目標は20㎡であることから見ても、稲城市はとても緑地に恵まれていることがわかります。

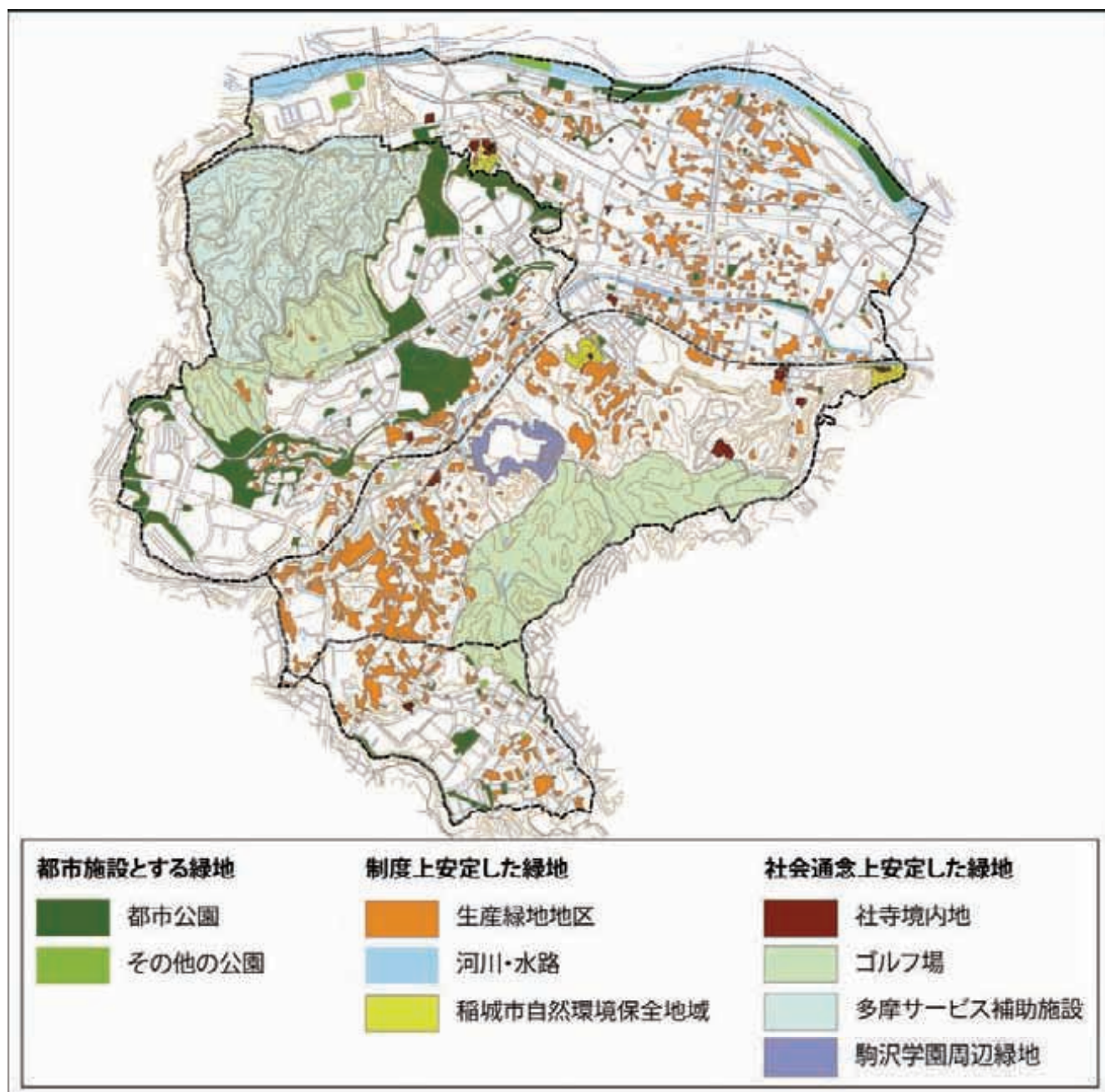


図 緑地の状況

表 緑地の現況量

区 分	面積 (ha)	市域に占 める割合	一人あたり面積 (㎡/人)
1. 公園緑地など都市施設とする緑地	98.2	5.5%	11.6
都市公園	94.9	5.3%	
その他の公園	5.5	0.3%	
多摩川河川敷市外公園面積*	△ 2.2		
2. 制度上安定した緑地	183.6	10.2%	21.6
生産緑地地区	123.0	6.8%	
河川水路	60.3	3.4%	
稲城市自然環境保全地域	8.0	0.4%	
多摩川河川敷と公園などの重複	△ 7.7		
3. 社会通念上安定した緑地	345.0	19.2%	40.6
社寺境内地	5.8	0.3%	
ゴルフ場	189.0	10.5%	
多摩サービス補助施設	151.0	8.4%	
駒沢学園周辺緑地	20.9	1.2%	
自然環境保全地域と社寺境内地の重複	△ 0.8		
合 計	626.8	34.9%	73.7

※稲城北緑地の一部

(端数処理の関係から合計が一致しないことがあります。)

一人あたり面積は、平成23年(2011年)4月1日現在の住民基本台帳人口83,903人及び外国人登録者人口1,102人の計85,005人を用いて算出しました。

水と緑の
まちづくりの
課 題

水と緑の現況、市民アンケート調査の結果及び稲城市自然環境保全審議会からの提言などをもとに、計画策定にあたっての課題を整理しました。

稲城市の個性を活かしながら水と緑のまちづくりを進め、すこやかな市民生活を実現するために、これからの10年間に対応が求められる課題について、次のように整理しました。

「地域の個性を踏まえた水と緑のまちづくり」

「緑の環を守り、つなぎ、育てる」

「水と緑の豊かな資源の保全と活用」

「身近な公園の適切な配置と質の向上」

「目に見える緑の創出」

「今ある緑を将来へと伝える」

「市民活動の支援」

計画理念

水と緑に恵まれた稲城の環境を将来へと継承していくこと、さらに、新しい水と緑の空間を創造し、市民共有の財産として豊かに育てていくことを願って、緑の基本計画の理念を次のように設定しました。

将来へと継承する水と緑には、多摩川、三沢川、大丸用水などの水と、多摩丘陵の斜面緑地、梨園・ぶどう園の農地などだけではなく、日常的な市民生活を豊かにしている街路樹や庭先の緑など、市街地内の緑も含まれます。

そして、創造する水と緑には、単に増やすことだけではなく、今ある水と緑の質を高めていくことも含まれます。

緑の基本計画の計画理念

水と緑の継承と創造

基本方針 と 目標

計画理念を踏まえて、市民、事業者、行政がともに同じ気持ちで水と緑のまちづくりを進めていく必要があります。このための方向性が「基本方針」です。

基本方針は、緑地の保全、公園や緑地の整備、緑化の推進、市民・事業者・行政の協働を視点とした4項目あり、それぞれに目標を設定しました。

緑地の保全

緑の環の継承

《目標》

緑の環をより確かなものにする

公園や緑地の整備

水と緑の空間を創造する

《目標》

身近に憩える空間があるようにする

緑化の推進

目に見える緑を増やす

《目標》

緑を身近に感じる暮らしを実現する

市民・事業者・行政の協働

水と緑を支える仕組みをつくる

《目標》

稲城の緑を市民が支える

《10年後の目標》

今回の緑の基本計画は平成33年度（2021年度）までの10年間を対象としています。緑の現況、稲城市の都市構造や人口動向、将来的なまちづくりの方向などを踏まえて、緑被率と公園などの整備状況について10年後の目標を設定しました。

10年後の目標

緑被率

約50%

都市公園整備

市民一人当たり約12.2 m²

水と緑の 将来構造

水と緑のまちづくりの主要な要素である、三沢川、大丸用水、街路樹などの「水と緑のネットワーク」、多摩川や多摩丘陵の樹林地など緑の環を形成する骨格的な空間にある「緑地の保全」、市民の憩いの場となる「公園・緑地の整備」、地域の特性を踏まえた「都市緑化の推進」の方向性を設定しました。

この将来構造の実現を目指して水と緑のまちづくりを進めていきます。

《水と緑のネットワーク》

道路の緑の充実、生活道路沿いの緑化、河川・用水路を利用したネットワークの充実を図っていきます。

《緑地の保全》

市条例に基づく自然環境保全地域の指定とともに、多摩サービス補助施設、ゴルフ場などは、安定した緑地として持続性の確保に努めます。

《公園・緑地の整備》

土地区画整理事業区域内の公園・緑地の整備とともに、既成市街地内での身近な公園の整備に取り組んでいきます。

《都市緑化の推進》

道沿いの緑化を進めて目に見える緑を増やしていくエリア、地区計画などにより水と緑のまちづくりを誘導するエリア、緑の質を高めていくエリア、駅前の修景緑化を図るエリアに分け、地域の特性を踏まえた水と緑のまちづくりを進めていきます。

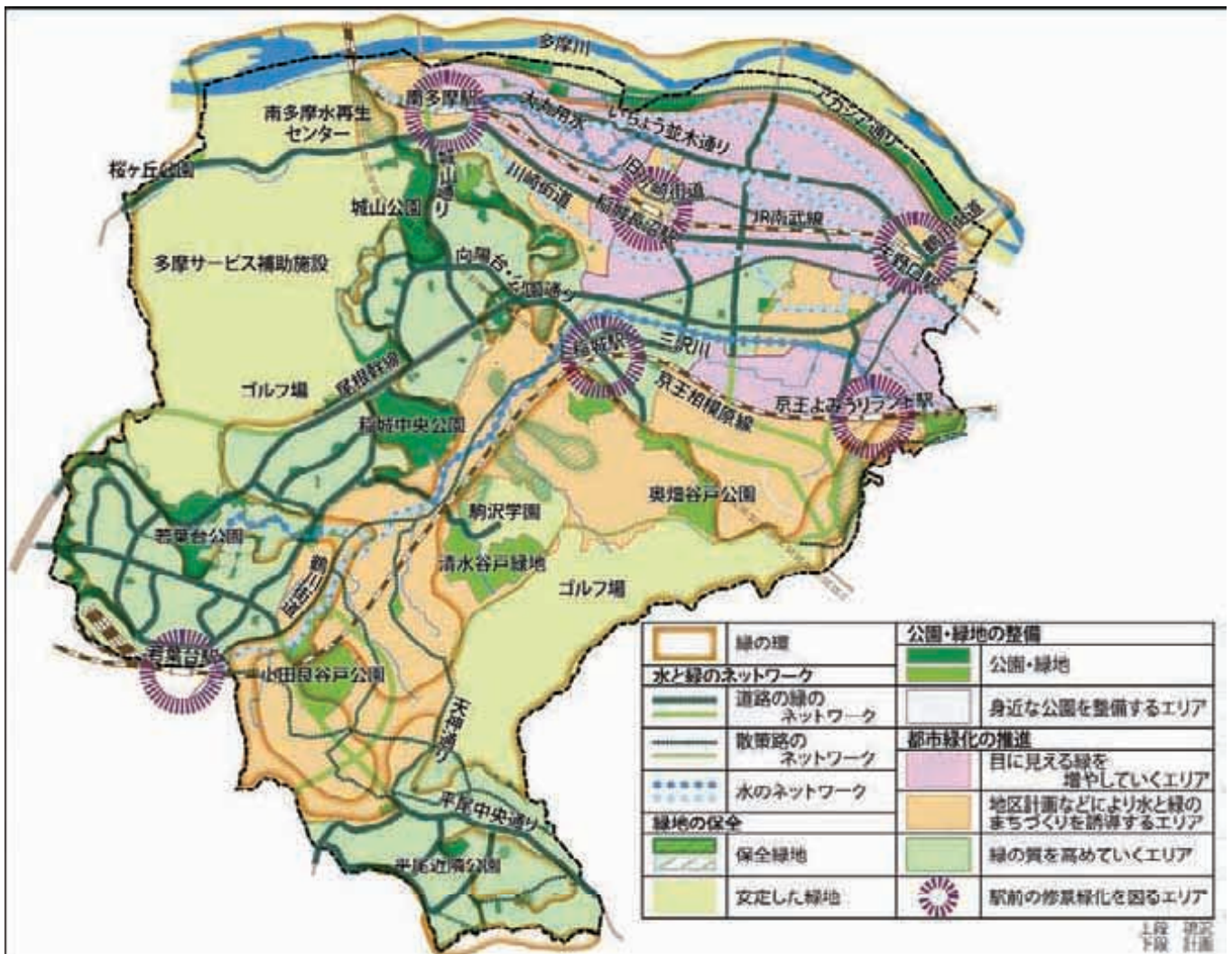
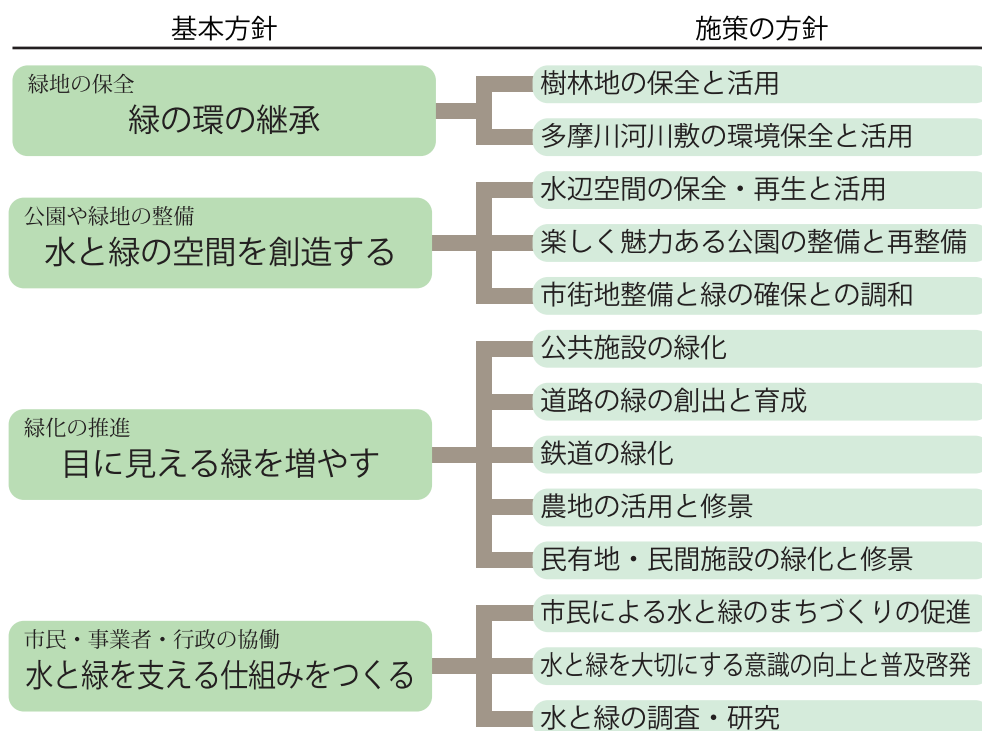


図 水と緑の将来構造

水と緑の まちづくりの 施策

基本方針別に、これから 10 年間に実施していく水と緑のまちづくりのための施策の方針を設定しています。



重点施策

これからの 10 年間に、市民、事業者、行政が一体となって重点的に取り組む、緑の基本計画の核となる事業をまとめたものです。

これらは、優先して取り組む必要があるものや、重点的に取り組むことで早期に効果が発揮することが期待できる施策について設定しており、目標の実現に向けて先導的な役割を果たします。

重点施策 1

「緑の環」の保全活用プロジェクト

- ・自然環境保全地域の指定・拡充
- ・樹林地管理ボランティアの人材育成・組織化・活動支援

重点施策 2

身近な緑の拠点づくりプロジェクト

- ・生態系や親水性に配慮した水辺空間の整備
- ・既成市街地での適切な公園配置方針の策定
- ・借地公園制度の運用検討
- ・身近な公園の再整備
- ・公共施設の緑化
- ・自然樹形を感じさせる維持管理の検討

重点施策 3

新市街地の緑創造プロジェクト

- ・土地区画整理事業による公園・緑地の整備
- ・公共施設の緑化
- ・地区計画区域の拡充と緑化率条例の検討
- ・四季折々に楽しめる街路樹の整備

重点施策 4

駅前緑化プロジェクト

- ・駅・駅前広場の緑化

重点施策 5

市民活動の支援と育成プロジェクト

- ・市民ボランティアの人材育成・組織化・活動支援
- ・各種普及啓発活動の実施
- ・水と緑の情報収集・提供

お問い合わせ

稲城市都市建設部緑と建設課
〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111番地
TEL (042) 378-2111 (代)
平成24年(2012年)3月発行

